

2024（令和6）年2月21日

国立第二小学校改築に伴う仮移植樹木の本植に関する協定書

第1条（基本姿勢等）

国立市（以下「甲」という。）と～つづく つながる～くにたち 미래の杜プロジェクト（以下「乙」という。）は、甲の2019（令和元）年7月付け「国立第二小学校改築マスタープラン」が示すコンセプトの一つ「自然とふれあい豊かな心を育てる」の具現化、実現したいイメージの一つである「樹木や芝生を大切に四季折々の自然が感じられる環境」の整備、加えて子どもたちがSDGsに関してより理解を深め、環境教育の一助とすることを目的として、国立市教育委員会と乙間の2023（令和5）年5月1日付け「国立第二小学校改築に伴う樹木の移植・育成に関する協定書」（以下「前協定」という。）第4条の定めに従い、同第2条第2項に基づき乙が仮移植した樹木（以下「本樹木」という。）の移植先への運搬、植込み及び倒木防止作業（以下「本植」という。）並びにその後の養生及び育成（以下「養生等」という。）について、以下のとおり本協定を締結する。

2 本協定における用語については、別途定義するものを除き、前協定に定めるところによる。

第2条（本植の実施内容）

乙は、本樹木のうち、二小に本植するものについて、本植作業に着手する10日前までに、対象とする樹木（樹木番号、樹種、本数、幹周り、根鉢の状態、樹木医による診断結果等本植に必要な情報を含む。）、本植に係る作業の具体的工法（本植に必要となる養生・管理に関するものを含む。以下同じ。）並びに常時連絡を取ることができる業務責任者の氏名及び連絡先を記載した計画書を甲に届け出るものとする。ただし、本植に係る作業の具体的工法については、二小が児童の学習・生活の場であることを踏まえ、当該工法につき甲が安全性を確認することができる客観的な資料を添付し、甲の求めに応じて適宜説明しなければならない。

2 乙は、甲が、前項に定める樹木の状態、二小敷地内に生育する樹木（以下「既存樹木」という。）への影響及び具体的工法の安全性を確認した後、前項の届出に基づき、本樹木の本植を、自己の責任及び負担において適切に行うものとする。

3 乙は、本植の具体的内容が客観的に確認できるよう写真を撮影し、どのような作業を実施したのかを記録するものとする。

4 乙は、本樹木のうち、第1項の対象とならないもの（本協定締結時において

既に乙が二小敷地外に運搬した樹木で、二小敷地内に本植を行わないものを含む。)について、前協定第5条第1項に定める期限(二小新校舎建設の完了日)までに引き取り、自己の責任及び負担において移植等の適切な処理を行うものとする。

5 甲及び乙は、前項の樹木が甲の財産ではないこと及びこれらが二小敷地外に移動された時をもって乙がその所有権を取得することを確認する。

6 甲は、第4項の移植先の募集(同項の期限までとする。)を乙が実施する場合は、適宜協力するものとする。ただし、金銭的な援助を行うことはできない。

7 前項までの定めにかかわらず、乙は、新校舎建設工事を含む二小改築工事全般及び学校運営(建物及びその敷地の管理を含む。)に支障を及ぼすことがないよう本協定に定める作業を行うものとする。

第3条(本植の完了及び確認)

乙は、前条第2項に定める本植の工程を完了したときは、遅滞なく前条第3項の写真及び記録(第2条第4項の場合の本植場所の所有者及び本植場所を含む。)を甲に提出し、報告するものとする。

2 甲は、本植が完了していないと認めた場合(甲において第2条第1項の計画書と現況とが著しく異なると判断した場合を含む。)には、乙に対し作業を追完することを指示することができる。

3 前項の指示を受けた場合、乙は遅滞なく自己の責任及び負担において作業を追完するものとする。この場合の報告及び追完については第2条及び前項までの規定を準用する。

第4条(枯死等した樹木等の撤去)

前条に定める本植の完了後1年以内に、二小敷地内に本植した樹木の枯死又は形態不良等が客観的又は甲若しくは乙が行う樹木診断により認められる場合には、乙は、速やかに自己の責任及び負担において適切に当該樹木を撤去しなければならない。この場合の報告及び追完については前条の規定を準用する。

第5条(本植後の協力)

乙は、第3条に定める本植の完了後1年間、養生等に必要な処置を行うものとする。

2 甲は、養生等に関し乙と協力し、必要な助言等を行うことができる。

3 第1項の期間経過後の養生等については、別途、甲乙協議の上これを定める。

4 甲及び乙は、前項までの処置のほか、本植及びこれについてなされた諸議論等を踏まえて、子どものSDGsに関する理解の増進及び環境教育に資するよう

努めるものとする。

第6条（費用負担）

本協定に係る一切の費用（前条に定める養生等のための水道設備使用に係る費用を除く。）は乙が負担する。ただし、甲は、乙が寄付金等を集めるために行う広報宣伝活動等を妨げないものとする。

第7条（事故の防止及び損害賠償責任等）

乙は、本協定に係る一連の作業を実施するに際し二小の児童及び教職員並びに周辺住民の生命、身体、財産その他の権利利益に十分配慮して適切に行い、万が一事故が発生した場合には、乙は、事故の処理に責任をもって対応し、第三者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

2 乙は、前項に定める責任を果たすため、甲と協力し適宜本植について説明するものとする。

第8条（記録及び秘密保持）

乙は、本協定に関する協議、作業全般を記録することができる。ただし、甲及び第三者の権利利益を侵害する態様でこれを行うことはできない。

第9条（法令遵守）

乙は、本作業の実施において関係法規及び国立市の条例、規定等、作業に係る一切の諸法令・規則を遵守するものとする。

第10条（誠実協議）

本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義を生じた事項については、信義に従って誠実に甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。但し、二小の設置者は国立市、管理運営者は国立市教育委員会であることから、甲については市長、教育長連名で記名、押印を行う。

甲 国 立 市

市 長 永見 理夫

教育委員会教育長 雨宮 和人

乙 ~つづく つながる~くにたちみらいの杜プロジェクト